

○ 海岸漂着物分類基準表



【回収時のお願い】

- ・ 回収した漂着ごみは、大分類ごとに分別し、指定の場所にまとめて仮置きしてください。
- ・ 【要注意】危険物に分類される漂着物は、慎重に作業してください。危険を感じた場合は、回収を中止し、五島市生活環境課まで連絡してください。